新屋の伝統行事「鹿嶋さん」の継承・発展を期して (新屋鹿嶋祭保存会設立総会報告)

保存会総務事務局 藤枝隆博

11月20日、日吉神社会館において「新屋鹿嶋祭保存会設立総会」が開催され、新屋地区町内会長、保存会会員など約50名が集まりました。

鹿嶋祭は新屋の約400年の歴史を誇る伝統行事として引き継がれ「鹿嶋さん」 の名前で親しまれてきました。毎年、新屋地区町内会、栗田養護学校が参加し、 祭りを通して子供らの健やかな成長を願い家内安全、無病息災を祈り行われて きました。

毎年の鹿嶋祭を行なう中で「折角の行事でありながら他の町内の鹿嶋船を見ることができないのは残念」「伝統行事を新屋の観光資源として活性化できないか」などの要望が出されていました。また沿道から鹿嶋祭りを楽しまれている方々から「子供たちの鹿嶋の歌が聞こえない」「太鼓の音やリズムが町内会によってマチマチ。正しく教えていく必要があるのでは・・・」などご指摘を受けてきました。一方で「鹿嶋人形を川に流す行為は、河川の汚染につながるのではないか」など環境に配慮した意見など寄せられてきました。

鹿嶋祭を取り巻くさまざまな問題や課題について、より専門的、より継続的に話し合う機会を持つ必要性が問われてきたことから、参加町内の了解を得まして平成22年10月6日に「鹿嶋祭を考える会」第1回会議がもたれました。以降「考える会」は「保存会」設立準備会として9回会議と討議を重ねてきたところ、このたび「新屋鹿嶋祭保存会設立総会」という記念すべき日を迎えることができたのです。準備にあたってきた十條団地、下表町、笹町、緑町、大川町町内会、日吉神社石澤千秋宮司、日吉神社責任役員の皆様に改めて感謝を申し上げます。

発足した「保存会」の会則には、「文化財愛護精神に基づき、新屋の伝統行事である新屋鹿嶋祭の調査研究、保存顕彰並びに継承者の育成を目的とし、永く正しくこれを後世に伝承することを目的とする」と明記されており、事業内容では「鹿嶋祭の保存及び伝承、調査、研究に関すること」と記載されています。また「保存会」には「事業部」「広報部」「調査研究部」「実技部」「製作部」の5部会を設けて、理事及び会員が各部会を受け持ち「保存会」の屋台骨として活動を担っていくこととしています。

平成23年度事業計画では、「鹿嶋祭写真展示会」「鹿嶋祭の昔と今を語る会」「鹿嶋祭の歌と太鼓のお囃子教室」など主な活動内容を決めましたが、今後の活発な部会活動が期待されるところです。さらに、「保存会」を担う人材確保と育成をはかっていくため、「会員の拡大」を各町内会が目標と責任をもってすすめていくことを確認しました。現在20町内会、44名の個人会員で発足しまし

たが、「保存会」事業に参画し活動を支えていく熱き人材を募集しております。 特に部会を支える「中堅・若手」の参加加入をお願いいたします。(加入申込用 紙は、日吉神社会館、西部市民サービスセンターなどに常備していきます。)

「保存会」の役員体制については、準備会代表世話人の伊藤富美雄さん(大川町)が初代会長に就任し、副会長、総務、理事、監事には参加町内会、日吉神社責任役員、栗田養護学校などから代表者が選出されました。

設立総会終了後、祝賀会が行われ来賓として秋田市から西部市民サービスセンター藤原一孝副参事、新屋振興会藤澤浩会長、赤坂光一市議会議員などお祝いにかけつけていただきました。また祝賀会では鈴木恭治さん、鈴木富夫さん、鈴木穣さんの鈴木トリオが「鹿嶋祭囃子」を笛と太鼓で威勢よく盛り上げていただきました。

平成24年度の当番町は緑町町内会がその重責を担いますが、今後は「当番町」と「保存会」が二人三脚で新屋の伝統行事である新屋鹿嶋祭を大いに盛り上げていくことが期待されます。子供たちの「ショッ、ショッ、ショー!」の元気な歌声と太鼓の響きが鹿嶋船を引っ張り、初夏の新屋の街並みを練り歩くことでしょう。

《役員体制について》

会 長 伊藤富美雄(大川町)

副 会 長 石澤 千秋(日吉神社宮司)

副 会 長 富田 漣(十條団地)

副 会 長 海風 敏夫(下表町)

総務(事務局) 藤枝隆博(大川町)

総務(会計) 大塚正一(緑町)

理 事 日吉神社責任役員(4名)、参加町内会代表(20名)

栗田養護学校(1名)

監 事 渡辺憲一(笹町)

監 事 小野良二 (愛宕町)

新屋鹿嶋祭保存会設立総会議事録

日時 平成23年11月20日 午後5時

場所 日吉神社会館

【設立総会次第】

開会の挨拶(富田漣)

鹿嶋祭保存会設立準備会代表世話人挨拶(伊藤富美雄)

議長選出・同挨拶(小島初男)

- ・はじめに(藤枝隆博)~提案資料を読んで提案~
- ・鹿嶋祭保存会設立準備会の経過報告(藤枝隆博)
- 議 題 ~提案資料を読んで提案~
 - 第1号 新屋鹿嶋祭保存会会則(案)(藤枝隆博)
 - 第2号 新屋鹿嶋祭保存会組織図 (案) (藤枝隆博)
 - 第3号 平成23年度事業計画(案)について(藤枝隆博)
 - 第4号 平成23年度予算(案)について(大塚正一)
 - 第5号 役員選出について (藤枝隆博)

役員選出の基本的な考え方を説明した。設立総会であることから準備会町内会、日吉総代より会長、副会長、総務、監事を選出し、参加町内会、栗田養護学校より理事にお願いする。 別紙「役員選出について」(別紙)を会場配布し承認される。

第6号 その他(なし)

議案に対する質疑応答の内容は以下のとおり。

- 1、会則の第12条の(経費)を(会費)に変える。
- 2、保存会活動に「日新小学校」をどう組み入れていくのか?小学校からは、鹿嶋祭り当日にスポーツ部活などは控え子供たちが祭りに参加するよう指導されている。鹿嶋人形作り講習会にも200名を超える子供たちが参加している。
- (答弁) 「鹿嶋の歌や太鼓指導、発表会など企画し参加させる中で小学校の協力体制を要請していきたい」
- 3、「会計年度が7月から6月となっているが、年度首4月にしなかった理由は何か?」 (答弁)「毎年6月第二日曜日に鹿嶋祭りが行なわれており、それが終了してから保存会の年度事業の節目にする意味で7月1日から翌年6月30日とした。したがって総会は毎年7月に開催することになる。」(会則に第13条を「7月1日から6月30日までとする。」に「翌年」
- 4、「今回の設立総会は第1回目になるのか?また、役員は選出するのか」

を追加し「7月1日から翌年6月30日までとする。」に変更する。

- (答弁) 「本日をもって保存会の発足となり、本設立総会が第1回総会となる。従って11月20日から来年6月30日までの会計期間となる。役員は後の議題で選出説明を行なうが、役員体制も決定したい。」
- 5、「毎年の当番町と保存会の関係は?」
- (答弁) 「輪番制による当番制に変わりなく、保存会はそれに変わる組織ではない。あくまでも伝統行事、祭典をどう後世に正しく伝承し、それを引き継ぐ人材の育成など事業方針に沿った活動を行なっていくのが保存会の目的である。しかし、毎年の鹿嶋祭りにおいて船のコンクール、歌、お囃子の評価など保存会独自の取り組みなど行っていっても面白いと思う。」
- 6、「文化財指定に向けた取り組みは?」

(答弁) 「過去、秋田市文化財としての価値を認めた経緯がある。その後、船に搭載する武者 人形がいつしか人気キャラクターとなり社会風刺的な意味合いを持つ内容に変化してきたこ とから文化財指定の評価基準に合致しないなど難しくなっている。今後の鹿嶋祭りを考える中 で意見などまとめて行きたい。」

7、「組織図(案)で理事に栗田養護学校1名とあるが、毎年の祭りとの関わり方は?」

(答弁) 養護学校は祭典参加団体として理事にお願いしたい。代表者の方が理事になってもらって 指導・助言をいただきたい。

- 8、(意見)「平成元年には中表町が当番町の際、鹿嶋祭りの船を千秋公園に展示したこともある。こうした取り組みなど参考に保存会の活動に生かされたい」
- 9、会員名簿の訂正と追加

「40番 横山辰夫」「41番 小野均」「42番 鈴木富夫」「43番 国安明」「44番 森本読春」を追加する。

名簿を訂正して後日会員に配布する。

閉会の挨拶は、海風敏夫準備委員。

総会終了後、「祝賀会」を開催する。

来賓者は、(秋田市長:代理) 西部市民サービスセンター副参事 藤原一孝、新屋振興会 藤 澤浩会長、秋田市議会議員 赤坂光一 挨拶は藤澤浩会長から。

乾杯は日吉神社石澤千秋宮司。

来賓よりスピーチをいただく。

余興として、鹿嶋囃子(太鼓 鈴木恭治、鈴木富夫、笛 鈴木穣)

中締め 小野良治監事。

祝賀会終了後、準備会の確認事項は以下の通り。

①準備会解散会は12月2日に開催する。総会の反省と理事会の日程、内容を検討する。(終了後は懇親会とする。会費一人1,000円) ②12月予定の理事会開催日は伊藤会長、藤枝総務に一任する。③理事会の部会割り当てを伊藤会長に腹案を一任し、理事会で討議する。④総会以降のスケジュール表を事務局で作成して理事会に諮る。④第8回までの会計残金2,004円は、第9回準備会の事務費などに充て、残金0円とすることで了解を得る。以上。

(議事録作成 総務 藤枝隆博)

新屋鹿嶋祭保存会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「新屋鹿嶋祭保存会」と称し、事務所を秋田市新屋日吉神社会館に置く。 (目的及び組織)

第2条 本会は、文化財愛護精神に基づき、新屋の伝統行事である「新屋鹿嶋祭」の調査研究、保存顕彰並びに継承者の育成を目的とし、永く正しくこれを後世に伝承することを目的とする。本会は、これに賛同するものをもって組織する。

(事 業)

第3条 本会は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)「鹿嶋祭」の保存及び伝承、調査、研究に関すること。
- (2) その他必要な事業。

(構成)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 新屋地区町内会(以下「町内会」という)及び学校。
- (2) 本会の目的及び趣旨に賛同する団体及び個人。
- (3) その他、役員会又は総会で認めた者。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3)総務 2名(会計担当1名含む)
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監事 2名

(顧 問)

第6条 保存会に顧問を置くことができる。

(役員等の任務)

第7条 役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、保存会を代表し、会議を招集する。
- (2) 副会長、会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職を代行する。
- (3)総務は、事務、会計を担当する。
- (4) 理事は、保存会の運営を企画執行する。
- (5) 監事は、年に1回以上の会務及び会計の監査を行う。
- (6) 顧問は、会長の諮問に応じ、随時指導助言をする。

(役員等の選出)

- 第8条 役員は次により選出する。
 - (1) 役員は、総会において選出する。
 - (2) 顧問は、総会において選出し、会長が委嘱する。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期を次のとおりとする。
 - (1)役員の任期を2年とし、再選を妨げない。
 - (2) 役員の欠員が生じた場合は、補欠を選出することができる。その任期は、前任者 の残任期間とする。

(会 議)

- 第10条 保存会の会議は次のとおりとし、会長が召集する。
 - (1) 通常総会は、年に一回開催し、会務報告、事業計画、予算決算、会則等に関する ことを審議し、総会出席者の過半数の賛同を得て承認を得て決議する。
 - (2) 必要に応じ臨時総会を開催することができる。
 - (3) 役員会は、必要な都度開催し、総会に必要な資料調整及び保存会の運営、事業に関する事項を協議する。

(部 会)

- 第11条 保存会に次の部会を設ける。
 - (1) 事業部
 - (2) 広報部
 - (3) 調査研究部
 - (4) 実技部
 - (5) 製作部

(会費)疾费

- 第12条 保存会の経費は、町内会及び学校からの負担金、会費、助成金、寄付金、その他をもって運営し、内容は次のとおりとする。
 - (1) 負担金は、年間3,000円とする。
 - (2) 会費は、団体及び個人から年間1口1,000円以上とする。

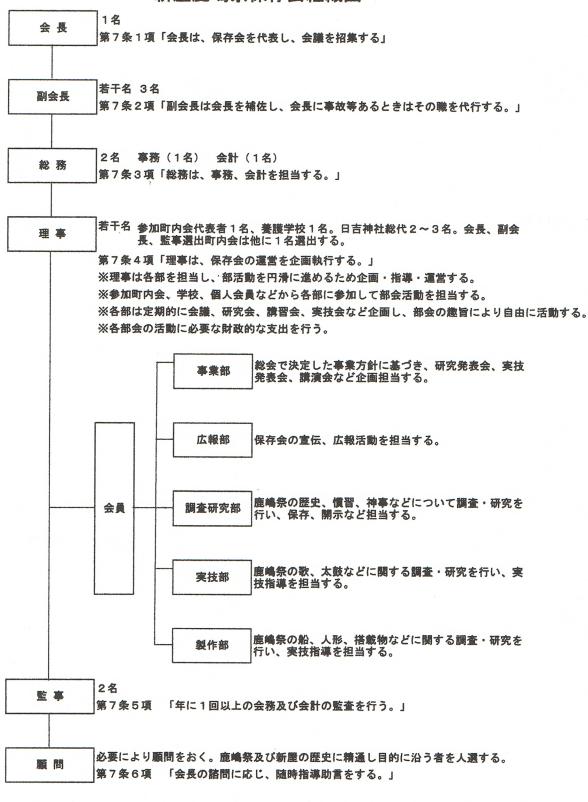
(会計年度)

- 第13条 会計年度を次のとおりとする。
 - (1) 保存会の会計年度は、7月1日から6月30日までとする。

(事務簿)

- 第14条 保存会に、次の帳簿等を備える。
 - (1) 会則、会員名簿、役員名簿、会計簿、証拠票綴、議事録、備品台帳、諸文書綴
 - (2) その他、保存会に関連する資料。
- 附 則 この会則は、平成23年11月20日より実施する。

新屋鹿嶋祭保存会組織図



役員選出について

第1回総会選出役員

	为一凹心丛丛山区 员	
役 職 名	氏 名	町 内 会
会 長	伊藤富美雄	大川町
副会長	石澤千秋	日吉神社
副会長	富田連	十條団地
副会長	海風敏夫	下表町
総務(事務局)	藤枝隆博	大川町
総務(会 計)	大塚正一	緑 町
理事	赤坂光一	日吉神社(責任役員)
理事	斎藤政雄	日吉神社(責任役員)
理事	鈴木恭治	日吉神社(責任役員)
理事	山本義臣	日吉神社(責任役員)
理事	小林敬一	栗田養護学校校長
理事	小島初男	緑 町
理事	川田直政	北新町
理事	南波郁夫	南新町
理事	佐藤吉茂	関 町
理事	富野勝輝	愛宕町
理事	中山清造	関町後
理事	安田 正	日の出町
理事	金澤國太郎	比内町
理事	岡田徳美	沖田町
理事	鍋谷雄司	南団地
理事	遠藤一紀	田尻沢町
理事	今野周次郎	高美町
理事	高橋昭一	駅前町
理事	高橋 伸	上表町
理事	小玉隆太郎	中表町
理事	高橋 勝	十條団地
理事	藤田友好	市営住宅
理事	大塚誠智	下表町
理事	狩野紀男	大川町
理事	佐々木宏治	笹 町
監 事	渡辺憲一	笹 町
監 事	小野良治	愛宕町